

# I 廃掃法に関する許認可

本稿では、食品残渣を利用した飼料化施設を設置、運営していく際に必要となる許認可の中で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」と言う)」に関わる事項をまとめてみたい。

最初に、一般廃棄物と産業廃棄物の許認可について、以下の点に相違があることをまず理解しておくことが必要である。

一般廃棄物の運搬、処理および許可は市町村の固有業務という扱いになっているので、各市町村に裁量権が委ねられている。そのため、市町村ごとに法律解釈や運用が異なる場合がある。

産業廃棄物の運搬、処理および許可業務は国からの機関委託事務なので、基本的には統一した見解のもと、許可が出される。しかし、運用に関しては該当自治体で条例などにより独自の規制、基準を課しているケースが多い。

## 1. 飼料化施設の必要許認可とその留意事項

では、実際にある程度の規模で飼料化施設を稼働させていくことを前提に、必要許認可、留意事項を述べてみたい。

具体的には、次に挙げる4つの許認可を取得することが求められる。

- ① 一般廃棄物処理施設設置許可
- ② 一般廃棄物処分業許可
- ③ 産業廃棄物処分業許可
- ④ 再生利用事業者登録

### 1.1 一般廃棄物処理施設設置許可

一般廃棄物を1日5t以上処理する場合は、施設設置の許可が必要となる。この許可は、廃掃法第15条だけでなく、建築基準法第51条にも関係する。

建築基準法第51条の対象となる建築物は、「卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物」となっている。一般廃棄物処理施設は、廃掃法第15条に規定されている「廃棄物処理施設」であることから、建築基準法第51条の「その他の処理施設」に該当するものであり、「都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とされているが、但し書の規定により、「特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合」においては、新築し、または増築することができる。つまり、一般廃棄物処理施設の設置許可を取得する際には、設置予定地域の「都市計画審議会」に諮ることが必要となり、その決定通知を添付して、施設の設置許可の申請を行うことが求められる。なお、都市計画審議会は、通常は各都道府県が実施するが、政令指定都市もしくは中核都市(準政令指定都市)の場合は、その計画予定地の該当市が実施することが多い。

一般的な手順としては、計画予定地における当該市町村の中で、まず環境保全課、環境対策課等の部署が最初の相談先となり、次に都市計画審議会を実施する部署として都市計画課、さらに建築総務課または建築指導課等、建築基準法に関する部署との交渉が必要となる。この時に環境アセスメントの実施内容や周辺住民への同意の必要性の有無等が検討される。

具体的には、環境アセスメントは「ミニアセス」と呼ばれるもので、騒音、振動、臭気、交通量等の調査が求められることが多い。また、周辺住民の同意については、計画予定地から半径100m、もしくは200m以内の住民への説明等、当該自治体によって基準が異なるので、あらかじめ確認しておくこ